

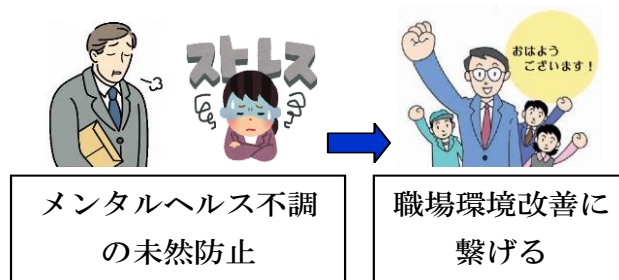
一般社団法人 中部地区医師会検診センター

ストレスチェックサービス のご案内

当センターのストレスチェックサービスは、
ストレスチェックからフォローアップ(医師面接)まで
受託いたします。

ストレスチェック制度とは？

- 労働安全衛生法の改正に伴い、H27年12月より労働者のストレスチェックが義務化されます。
労働者 50人以上の事業所→義務。
(50人未満は当分の間努力義務)
- 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が目的で、必要な労働者に対して医師の面接指導が必要です。



※詳細は別紙厚生労働省の案内チラシ、及び厚生労働省 HP をご参照下さい。

当センターのストレスチェックサービス内容

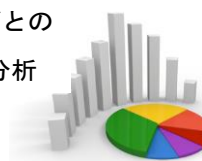
- 事前準備のアドバイス
- ストレスチェック及び労基署への提出資料に関するサポート
- 高ストレス者への面談勧奨
- 本人より事業者への申し出により医師の面接指導
- 医師の面接指導前及び医師面接を希望しない場合、希望により一次面談
(保健師、産業カウンセラーによる)
- 集団ごと(職場全体・部署・課ごと)の集計・分析→職場環境改善に活用
- メンタルヘルス研修会の講師(全社員対象、管理者対象)



高ストレス者選定
希望者面談



集団ごとの
集計・分析



【お問い合わせ先】 一般社団法人 中部地区医師会検診センター すまいる健康課
〒904-0113 北谷町字宮城1-584 TEL: 098-979-6301 FAX: 098-921-7041
メール: stress-check@chubu-ishikai.or.jp
担当者: 石川(看護師・産業カウンセラー・キャリアカウンセラー)・高宮城(保健師)・神保(看護師)
事務担当者: 伊 藝

ストレスチェック制度の流れ

～厚生労働省が示すフローチャートに追加～

中部地区医師会検診センターでは、①～⑩(ピンクの部分)の受託が可能です。一部でも全てでも受託できます。

※但し医師面接のみ、一次面談のみの受託はできません。

